

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人の夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日から、B所在の会社C店（以下「事業場」という。）において、鮮魚担当として就労していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇月〇日、事業場の鮮魚売場で魚をさばいている時に頭痛を訴え、休憩室で休んでいたが、顔面蒼白・冷汗となったことから、D病院に救急搬送され、「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、負傷の部位及び傷病名は「くも膜下出血」、負傷・発病年月日は同年○月○日と述べており、F医師の同年○月○日付け意見書における意見も同旨である。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的所見を精査したところ、被災者は、同年○月○日午後○時○分頃に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を定めており、当審査会としても、認定基準を妥当なものと認めることから、以下検討する。

ア 異常な出来事

被災者は、本件疾病の発症直前から前日までの間、通常の業務に従事しており、強度の精神的負荷を引き起こす、又は、緊急に強度の身体的負荷を強いられるような突発的又は予測困難な異常な事態に遭遇したとは認められない。

なお、請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、事業場の鮮魚作業場は冬場でも暖房を使用できず、冷凍庫や冷蔵庫の庫内に入ることも頻繁にあり、急激で著しい作業環境の変化に該当する旨主張する。

しかし、当該鮮魚作業場は事業場店舗の屋内にあって、著しい寒冷環境下にあったものとは判断し難く、また、温度差がある冷蔵庫及び冷凍庫の庫内への立入りは、1日の平均で、①Gは、冷蔵庫が1回当たり各○秒、○～○

回、冷凍庫が同各〇秒、〇回、②Hは、冷蔵庫が同各〇秒、〇回、冷凍庫が同各〇秒、〇回、商品を探したり奥から引っ張り出すときは同〇分であった旨述べているところ、被災者の場合も同様に一連続作業時間は極めて短時間であったものと推認され、また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け所見書において、作業は冷所ではあるが、著しい低温、長時間の作業ではないので、くも膜下出血の発症を業務と関連づけることは困難である旨述べており、当審査会としても妥当な所見と判断することから、気温の変化が急激で著しい作業環境の変化があり、被災者に著しい身体的負荷となったものとは認められない。

イ 短期間の過重業務

被災者の発症前1週間の勤務状況をみると、同期間の時間外労働時間数は14時間であり、同期間に休日を2日取得していることから、被災者が特に過重な業務に従事したものと認められない。

なお、請求人らは、被災者は、午後〇時以降の業務について、店員としての通常業務を行っており、通常と同様の身体的・精神的負担がかかる業務として考慮されるべきである旨主張するが、事業場関係者の申述によれば、被災者は、午後〇時までには鮮魚作業場を消灯し、午後〇時から〇時までの〇時間は、店内巡回、売場商品の手直し、値引きシール貼り、事務所での電話対応、若干の事務処理等を行っていたことが認められることから、業務の過重性という観点からは、この間、被災者は、常態として身体的及び精神的緊張が少ない状況にあり、比較的軽易な業務を行っていたものと判断することが相当である。

ウ 長期間の過重業務

被災者の発症前1か月の時間外労働時間数は60時間27分であり、また、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前5か月平均の71時間57分が最長であると認められる。

被災者の発症前1か月の時間外労働時間数はおおむね100時間を超えておらず、又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超えておらず、この間の休日は確保されていたことが認められる。

また、時間外労働時間数については、上記イで述べたとおり、被災者につ

いて、午後〇時以降は比較的軽易な業務であったことを考慮すると、当審査会としても、被災者が本件疾病発症前の長期間にわたって過重な業務に従事したものと認められない。

エ したがって、当審査会としても、本件疾病は、認定基準に定める過重要件をいずれも満たさないものと判断する。

(3) 被災者の本件疾病に係る個体側リスク要因としては、健康診断の結果、平成〇年から平成〇年までの〇年連続で高血圧が指摘されているものの、何らかの治療を行っていたとの事実は確認できない。

(4) なお、請求人らは、被災者の通勤時間についても、労働時間と密接不可分の関係にあることから業務の過重性と併せて考慮すべきと主張するが、通勤時間は業務ではないことから、通勤時間を業務の過重性の評価対象とすることはできない。

また、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

(5) 以上のことから、本件疾病の発症は、自然経過によりくも膜下出血を発症したものとみるのが相当であって、当審査会としては、本件疾病と業務との間に相当因果関係はないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。